

平成 22 年度秋田市地域いきいきづくり支援事業
(地域振興課所管分) 審査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、秋田市地域いきいきづくり支援事業補助金交付要綱
(以下「要綱」という。) 第 6 条に規定する審査の方法等に関し必要な
事項を定めるものとする。

(審査方法等)

第 2 条 審査は、書類審査によるものとする。

2 審査員は、地域振興部長、地域振興部次長および地域振興課長とする。

(審査事項)

第 3 条 審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 要件審査

ア 申請団体が、要綱第 2 条に規定する団体であること。

イ 申請団体が自ら企画立案し、実施主体として取り組む事業である
こと。

ウ 地域の課題解決につながる要綱第 3 条各号に該当する公益的な活
動を行う事業であること。

エ 当該補助金以外の補助制度等を活用して実施する事業でないこ
と。

オ 補助対象経費が要綱別表に規定する経費であり、要綱第 3 条第 2
項但し書きに規定する経費でないこと。また、補助対象経費が 20
万円以上の事業であること。

(2) 内容審査

ア 今後のまちづくり活動の発展につながる事業であること。

イ 市民協働の推進につながる事業であること。

ウ 地域への貢献度が高い事業であること。

エ 継続性の高い事業であること。

オ 緊急性の高い事業であること。

カ 地域の絆づくり事業であること。

- キ 地域固有の事業であること。
- ク 費用対効果の高い事業であること。
- ケ 立ち上げ支援となる事業であること。

(審査の手順)

第4条 審査の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次審査は、前条第1号の全ての要件を満たしているかどうかについて判断するものとする。
- (2) 第2次審査は、前条第2号の9項目について5段階で評価を行い、総合点の大きい順に決定する。なお、申請事業の予算内容を精査し、必要な場合は減額する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月13日から施行する。